

中国技保第120号の2
令和6年12月19日

自動車運送事業者 殿

中国運輸局自動車技術安全部長
(公 印 省 略)

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について

国土交通省においては、令和3年3月にまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標とし、様々な取組を実施しているところです。

また、令和6年12月10日（火）から令和7年1月10日（金）までの期間、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下「総点検」という。）を実施し、輸送の安全確保について輸送業界全体で取り組んでいるところです。

しかしながら、この総点検期間に入り、管内の事業用自動車（トラック）の飲酒を伴う事故について2件発生したことを把握しております。

飲酒運転の根絶に強力に取り組んでいる中で飲酒運転が行われたことは、運送事業に対する社会の信頼を揺るがす事態であり、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

つきましては、飲酒運転を防止する取組として、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」及び「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」等を活用していただくとともに、特に下記の事項について御社においても改めて周知徹底をお願い致します。

記

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

- (1) 飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を、事例を用いて理解させること。
- (2) 点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を確実に行うこと。
- (3) 運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。